

愛知県耐震改修計画認定に関する要綱 新旧対照表

新	現行
<p>愛知県耐震改修促進法に係る認定に関する要綱</p>	<p>愛知県耐震改修計画認定に関する要綱</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第17条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定（以下「計画認定」という。）、<u>法第22条の規定による建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定（以下「基準適合認定」という。）及び第25条の規定による区分所有建築物の耐震改修を行う必要がある旨の認定（以下「要耐震改修認定」という。）</u>に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成9年愛知県規則第四号。以下「細則」という。）に定めのあるもののほか、一定の建築物についてこれらの認定の申請に先立って細則第3条第2項、第7条第2項及び第9条第2項に規定する知事が適切であると認めた者（以下「専門機関」という。）の評定を受けることとし、<u>これらに関する手続きを定めることを目的とする。</u></p> <p>(事前相談)</p> <p>第2条 <u>計画認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に耐震改修計画認定事前相談書（様式第1-1）に次に掲げる図書及び書類を添えて、愛知県建設部建築局住宅計画課（以下「住宅計画課」という。）に、あらかじめ事前相談をするものとする。</u></p> <p>一 <u>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第28条に定める図書及び書類（構造計算書を除く。）</u></p> <p>二 <u>当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）</u></p> <p>2 <u>基準適合認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に基準適合認定事前相談書（様式第1-2）に次に掲げる図書及び書類を添えて、住宅計画課に、あらかじめ事前相談をするものとする。</u></p> <p>一 <u>省令第33条に定める図書及び書類（構造計算書を除く。）</u></p> <p>二 <u>当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）</u></p> <p>3 <u>要耐震改修認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に要耐震改修認定事前相談書（様式第1-3）に次に掲げる図書及び書類を添えて、住宅計画課に、あらかじめ事前相談をするものとする。</u></p> <p>一 <u>省令第37条に定める図書又は書類（構造計算書を除く。）</u></p> <p>二 <u>当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）</u></p> <p>4 <u>住宅計画課は、前3項に定める事前相談を終えたときは、事前相談の結果通知書（様式第2）により相談者に通知するものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第17条の規定による建築物の耐震改修の計画（以下「計画」という。）の認定に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（以下「細則」という。）に定めのあるもののほか、一定の建築物について<u>計画の認定申請に先立って専門機関の評定を受けることとし、これに関する手続きを定めることを目的とする。</u></p> <p>(事前相談)</p> <p>第2条 <u>法第17条の規定により計画の認定を申請しようとする者は、当該計画を円滑かつ確実な認定申請とするため、事前相談書（様式第1）に建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号、以下「省令」という。）第28条に定める図書（構造計算書を除く。）及び申請建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）を添えて、愛知県建設部建築担当局住宅計画課（以下「住宅計画課」という。）に、あらかじめ事前相談をするものとする。</u></p>

(専門機関の評定)

第3条 法第17条第3項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして計画認定を申請しようとする者は、前条第1項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該計画が法第17条第3項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることについて専門機関の評定を受けるものとする。

2 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして省令第33条第2項第一号に掲げる方法により基準適合認定を申請しようとする者は、前条第2項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることについて専門機関の評定を受けるものとする。

3 要耐震改修認定を申請しようとする者は、前条第3項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該申請に係る建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことについて専門機関の評定を受けるものとする。

4 前3項の評定の申請にあたっては、前条第4項に定める事前相談の結果通知書の写しを添付するものとする。

5 専門機関は次のいずれかに該当する者とする。

- 一 知事が別に定める認定基準に適合すると認めた機関
- 二 国又は地方公共団体が設置する建築構造に係る専門委員会等で、前号に定める機関と同等以上の能力を有するもの

(認定申請)

第4条 計画認定の申請は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、省令及び細則（以下「法令等」という。）に定めのある書類のほか、前条第1項の規定により専門機関の評定を受けた建築物にあつては、事前相談の結果通知書の写し並びに専門機関の評定書及び判定書（当該評定の申請書に添付した各種図面を含む。）の写しを添えて、その他の建築物にあつては、事前相談の結果通知書の写しを添えて、それぞれ当該申請に係る建築物の所在地の市町村長に提出するものとする。

2 基準適合認定の申請は、法令等に定めのある書類のほか、前条第2項の規定により専門機関の評定を受けた建築物にあつては、事前相談の結果通知書の写し並びに専門機関の評定書及び判定書（当該評定の申請書に添付した各種図面を含む。）の写しを添えて、その他の建築物にあつては、事前相談の結果通知書の写しを添えて、それぞれ当該申請に係る建築物の所在地の市町村長に提出するものとする。

3 要耐震改修認定の申請は、法令等に定めのある書類のほか、事前相談の結果通知書の写し並

(専門機関の評定)

第3条 建築物（木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物のうち、建築基準法第6条第1項第二号及び第三号に規定する建築物以外の建築物を除く。）の計画の認定を申請しようとする者は、前条の規定による事前の相談の後、認定申請を行う前に、当該計画について専門的機能を有すると知事が認める機関（以下「専門機関」という。）の評定を受けるものとする。評定の申請にあたっては、事前相談の結果通知書（様式第2）の写しを添付するものとする。

(計画の認定申請)

第4条 法第17条の規定による申請は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、省令及び細則に定めのある書類のほか、前条に規定する建築物にあつては、同条の規定による専門機関の評定を受けた後に、事前相談の結果通知書の写し及び評定書の写しを添えて、その他の建築物にあつては、第2条の規定による事前相談が終了した後に、事前相談の結果通知書の写しを添えて、それぞれ当該建築物の所在地の市町村長に提出するものとする。

この場合において、評定書の写しが添付されている場合には、省令第28条に規定する構造計算書が添付されているものとみなす。

びに専門機関の評定書及び判定書（当該評定の申請書に添付した各種図面を含む。）の写しを添えて、当該申請に係る建築物の所在地の市町村長に提出するものとする。

（計画変更認定申請）

第5条 法第18条の規定により計画の変更についての認定（以下「計画変更認定」）を申請しようとする者は、申請を行う前に耐震改修計画変更認定事前相談書（様式第3）に当該変更に係る部分について変更前と変更後の内容を明示した第2条第1項第一号に掲げる図書を添えて、住宅計画課にあらかじめ事前相談をするものとする。

2 第2条第4項、第3条第1項（構造上の補強計画を変更する場合に限る。）及び第4項並びに前条第1項の規定は、計画変更認定を申請する場合に準用する。この場合において、第2条第4項中「前3項」とあるのは「第5条第1項」と、第3条第1項及び前条第1項中「計画認定」とあるのは「計画変更認定」と、第3条第1項中「前条第1項」とあるのは「第5条第1項」と読み替えるものとする。

（取下げ届）

第6条 計画認定又は計画変更認定を申請した者は、知事が当該認定をする前に申請を取下げようとするときは、耐震改修工事認定申請の取下げ届（様式第4-1）を当該建築物の所在地の市町村長を経由して知事に提出するものとする。

2 基準適合認定を申請した者は、知事が当該認定をする前に申請を取下げようとするときは、基準適合認定申請の取下げ届（様式第4-2）を当該建築物の所在地の市町村長を経由して知事に提出するものとする。

3 要耐震改修認定を申請した者は、知事が当該認定をする前に申請を取下げようとするときは、要耐震改修認定申請の取下げ届（様式第4-3）を当該建築物の所在地の市町村長を経由して知事に提出するものとする。

（取りやめ届）

第7条 計画認定又は計画変更認定を受けた者が、認定建築物の耐震改修の工事を取りやめるときは、耐震改修工事の取りやめ届（様式第5）に計画の認定通知書を添えて、当該建築物の所在地の市町村長を経由して知事に届け出なければならない。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年1月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

（計画の変更認定申請）

第5条 法第18条の規定により計画の変更をしようとする者は、変更事前相談書（様式第3）により当該計画の変更に係る建築物を所管する事務所を経由して、住宅計画課にあらかじめ事前相談をするものとする。この場合において、第3条に規定する建築物について、構造上の補強計画を変更する場合にあたっては、同条の規定を準用する。

2 計画の変更認定申請に添付する図書及び関係書類の提出先については、前条の規定を準用する。

（取下げ届）

第6条 計画の認定又は計画変更を申請した者は、知事が当該認定をする前に申請を取下げようとするときは、耐震改修工事認定申請の取下げ届（様式第4）を当該建築物の所在地の市町村長を経由して知事に提出するものとする。

（取りやめ届）

第7条 計画の認定又は計画の変更の認定を受けた者が、認定建築物の耐震改修の工事を取りやめるときは、耐震改修工事の取りやめ届（様式第5）に計画の認定通知書を添えて、当該建築物の所在地の市町村長を経由して知事に届け出なければならない。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年1月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。